

会 議 記 録

会議名称	第8回 杉並区基本構想審議会
日 時	平成24年1月17日(火)午後6時59分～午後7時58分
場 所	中棟6階 第4会議室
出席者	<p>委員 今井、今村、北原、京極、佐藤、高橋(英)、高橋(博)、土屋、手塚、波部、早坂、古屋、前田、松原、若林、河津、小松、佐々木、島田、原田、脇坂、池田、伊藤、牛山、奥、古谷野、竹内、日端、松井、三輪</p> <p>区側 区長、副区長、副区長、教育長、政策経営部長、政策法務担当部長、行政管理担当部長、区長室長、危機管理室長、区民生活部長、保健福祉部長、高齢者担当部長、子ども家庭担当部長、健康担当部長、まちづくり担当部長、土木担当部長、都市再生担当部長、環境清掃部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、教育改革担当部長、中央図書館長、済美教育センター所長、企画課長、区民生活部管理課長、保健福祉部管理課長、都市計画課長、環境課長、教育委員会事務局庶務課長、総務課長、財政課長、行政改革担当副参事</p>
配付資料	<p>資料1 基本構想答申案に係るパブリックコメントの実施状況等について</p> <p>資料2 杉並区基本構想答申(案)</p> <p>参考資料1 基本構想答申案に対する意見の内容</p> <p>参考資料2 杉並区自治基本条例の一部を改正する条例新旧対照表 (抜粋)</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事 (1)杉並区基本構想答申案に係るパブリックコメントへの対応について (2)杉並区基本構想の答申について</p> <p>3 閉会</p>

会長 皆様、お忙しいところ、お集まりをいただきありがとうございます。

それでは、これから第8回の基本構想審議会を始めます。

まず、審議に先立ちまして、皆様にお話ししなければいけないことがございまして、既に多くの方はご存じだと思いますが、審議会委員でございました杉並区社会福祉協議会から推薦された委員の方が、本年1月1日、ご逝去されました。私たちにとりまして大変残念なことでございます。故人のご冥福をお祈りして、黙祷をささげたいと思いますので、皆様、ご起立いただきたいと思います。

それでは、しばらくの間、黙祷させていただきます。

黙祷。

(黙 祷)

会長 ありがとうございます。ご着席ください。

前回10月25日に開催しました第7回審議会を取りまとめをいたしました基本構想答申案につきまして、審議会としてパブリックコメントを行いました。区民や区内の団体の皆様から、多くのご意見をいただきました。このパブリックコメントの対応に関しまして、調整部会でのご検討をお願いしておりまして、その検討結果が、本日まとまってございます。その内容を、まず確認した上で、最終的に、新たな基本構想の答申として、区長に提出したいと思っております。

なお、本日の会議は、おおむね1時間をめどに進めたいと思っております。

それから、傍聴人の撮影、録音の申し出があった場合には、いつものとおり許可しておりますので、ご了承ください。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いします。

企画課長 それでは、まず欠席の委員のご紹介を申し上げたいと思います。

本日、欠席の委員は5名でございます。

続きまして、配付資料の確認ですが、次第の下に記載している4点でございます。

資料1は、「基本構想答申案に係るパブリックコメントの実施状況等について」でございます。

表紙をご覧ください。いただいたご意見は合計で125件、延べ353項目でした。これらのご意見への対応につきまして、調整部会でご議論いただいております。

て、その検討結果を後ほどご報告いただきたいと思いますっております。

資料2は、その調整部会の検討結果を踏まえた「答申（案）」でございます。

次に、参考資料を2点お配りしておりますが、「参考資料1」は答申案に係るパブリックコメントでの1件ずつの意見全体をお示ししたものです。

次に、「参考資料2」です。2ページ目の昨年9月の広報のコピーをご覧ください。四角の枠でポイントを囲っているように、これまで地方自治法で規定されておりました区市町村の基本構想の策定義務が、昨年5月の法改正によりまして撤廃されたことを受け、区では、区政運営の指針となる基本構想については、今後も区議会の議決を経て策定する必要があるとの考えから、自治基本条例を改正することとし、パブリックコメントを実施いたしました。3枚目についておりますのがそのパブリックコメントの実施結果でございます。その結果を踏まえまして、昨年11月の区議会に条例改正案を提案し、議決を得たところでございます。

資料2の1枚目は、その条例改正の新旧対照表でございます。基本構想の答申案を踏まえた杉並区の基本構想の定義づけと、区議会の議決を経て定める旨を、区独自に条例化しておりますので、参考としてご報告させていただきます。

資料の確認等は以上です。

会長 ありがとうございます。

皆様、資料の確認、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、杉並区基本構想答申案に関係しますパブリックコメントへどう対応してきたかについての審議に入ります。

今日、調整部会長が遅れるので、副部会長に調整部会の審議結果のご報告をお願いします。

委員 はい。それでは、副部会長の私から、パブコメを踏まえての検討結果につきましてご報告させていただきます。

調整部会は、全員出席のもとで、去る12月26日に開催いたしまして、会長にもご参加いただいて、答申案に係るパブリックコメントへの対応について検討いたしました。

資料1に別紙1と別紙2がございますけれども、そのうちの別紙2の方をご覧ください。1ページから、ポイントのところを簡単に順を追ってご説明し

てまいります。

先ほども事務局からご説明がありましたが、調整部会では、125件、延べ353項目にわたる多くのご意見が出されましたが、それについて、別紙2にまとめましたとおり、全般的事項のほか、答申案の目次に沿って整理した項目別に、順を追って議論いたしました。

その結果が別紙2の一番右側の欄ですが、「調整部会の検討結果」という欄に記載されております。検討に当たっては、この資料の検討結果の欄に白丸で記載されている部分、具体的には、例えば1ページの1番目の枠 これは二つとも白丸になっておりますが ですとか、4番目の枠に白丸のものがありますが、これらのように、答申案の内容に関わらない意見、また、策定手順に関わる意見、その答申案の中身そのものに関わらない意見についてはこの白丸で記載してありますが、それぞれ意見として受けとめるという扱いといたしました。また、1ページの同じく2番目の枠にございますが、こちらの方も白丸ですけれども、今後の区の具体的な取組みに関わる意見につきましては、区に伝えるという扱いにするということにいたしておりまして、今後の区の取組みの中で参考にしていただくという位置づけに整理しています。

当日は、いただいたご意見全体につきまして、このように、そもそも答申案に反映すべきものかどうかということを確認をし、整理した上で、1ページの3番目の枠にございますように、黒丸で記載しました答申案の内容に関わるものとして整理した意見を中心に、どのように対応するかを議論いたしました。

したがいまして、これから先は、黒丸の部分について簡潔にご説明してまいります。

まず、1ページの3番目の枠ですが、答申案全体に関わるご意見です。こちらのご意見については、議論の結果、修正は行わないということにいたしましたが、例えば「意見概要（要旨）」に「『区民と共に』などの美辞麗句を並べ立てているだけで、区民の暮らし・福祉を守るという区の責任・役割が見えない」といったような意見に対しましては、行政としての責任を果たすことを大前提としつつも、すべて区だけでサービスを提供していける時代ではないのではないかと、その意味で「区民と共に」という協働の考え方が重要になる、そういう議論が調整部会においてはなされました。

次に、1ページの一番下の枠をご覧ください。答申案の「今後10年を展望した杉並区の抱える課題」に関するご意見です。ここでは、少子化・高齢化の進展による課題が書かれていないというご意見がありましたが、主な議論として、記載いたしましたとおり、答申案にはそうした認識課題は既に示されているというふうに調整部会では考えております。

また、二つ目の丸ですね、1ページの最後の枠の二つ目の黒丸の部分ですけれども、端的な表現にするために、これまで「75歳以上の後期高齢者」という表現をしていたんですが、「後期高齢者」を削除することにいたしました。このように、議論の結果、パブコメによらない修正を行っているものというもあります。

続いて、2ページの方をご覧ください。1番目の枠ですが、こちら、「杉並区が相対的に埋没していくことが懸念されます」といった記述について、幾つかご意見が出されております。この表現については、一定の危機感を示す意味で用いていたわけですが、多くの区民の皆さんと共有する観点から、将来に向けたプラス志向の表現に修正した方がいいのではないかということになり、修正を行っております。

それから、3番目の枠ですが、基本構想の理念に関するご意見です。記載のとおり、修正は行わないということにいたしました。が、この点についての主な議論というのは、そこにまとめてあるとおりです。

それから、4番目の枠、こちらは将来像に関して、福祉や文化の語句というのを書き込む必要があるというご意見がありました。議論の結果、将来像は3つの理念を踏まえてまとめたものであること、それから、福祉や文化については、目標4や目標5の中に盛り込まれていることから、修正は行わないということにいたしております。

続いて、3ページをご覧ください。目標2の「暮らしやすく快適で魅力あるまち」に関するご意見についてです。

一番右の欄の4番目の枠ですが、「ユニバーサルデザイン」という表現がございまして、これに注釈を入れるべきといったようなご意見がございました。これについては、括弧書きで簡潔な説明を加えることにいたしました。

次の枠、5番目の枠ですが、こちら、記載のとおり、「『にぎわい』より、

『閑静な街』を是とする人も多い」、そういうご意見が出されたわけですが、こちらのご意見に基づく修正というのはいたしておりません。住環境との調和を図りながら、いかに都市の魅力や活力を生み出していくのかがこれからの課題であると、そういう議論がなされております。

続いて、4ページの方をお開きください。一番上の枠の二つ目の黒丸に関する部分です。「取組みの基本的な方向」の(4)にある「住環境と調和した土地利用を図る」という表現に関しまして、「暮らしやすく快適で魅力あるまち」という目標に即して、土地利用というよりは、まちづくりといったような、より大きな視点でとらえた方が適切ではないかという議論がありまして、記載したとおり、これはパブコメによる修正ではありませんけれども、表現と文章を修正するというにいたしました。「土地利用」という言葉を「まちづくり」という言葉に、ここでは修正しております。

次に、2番目の枠ですが、目標2の「戦略的・重点的な取組み」に掲げました「荻窪駅周辺まちづくり」についてのものです。こちらにつきましては、賛否両論、多くのご意見をいただいております。これらに対して、調整部会では、記載されておりますとおり、実際には再開発で大きなビルが乱立するような、そういうことにはならないとか、それから「多心型まちづくり」の一環として南北分断の解消を図る必要がある、そういった問題提起はぜひとも必要とか、それから、今後のあり方については地元住民等の意見を聴きながら具体化していくべきものである、そういった議論を行いまして、結果としては、修正はないという結論に至っております。

続いて、5ページ「目標4 健康長寿と支えあいのまち」に関するご意見についてです。

1番目の枠ですが、こちら、目標4の「10年後の姿」や、「取組みの基本的な方向」、「戦略的・重点的な取組み」について、記載のとおり、重要な項目順に内容を入れかえてほしいというご意見がありました。これについては、全国的に見て杉並区のサービス水準が相対的に高い実態にあることを踏まえ、基盤づくりとしての健康長寿を支える仕組みづくりを1つ目に掲げたものであるなど、この間の議論を確認するやりとりがございまして、その結果、修正を行う必要はないのではないかということになりました。

他方、同じページの3番目の枠ですが、放射能対策についても盛り込むべきといったご意見が出されておりました、これについては、答申案における10年後を展望した杉並区の抱える課題の(4)にも放射能汚染対策については言及しているということもありまして、放射能対策の取組みに関する追記をするということといたしました。

続いて、6ページ。「目標5 人を育み共につながる心豊かなまち」に関するご意見がこちらに整理されてございます。

1番目の枠ですけれども、「子ども」の表記に関するご意見が幾つか出されております。これは、「こども」を、「子」は漢字で「ども」を平仮名にするのか、両方とも漢字にするのかということについてですが、検討結果の欄にございますように、国の子ども施策における表記も答申案と同じ表記となっているといったことなどから、第3部会での検討など、これまで議論してきましたことを踏まえる立場から、修正は行わないということといたしました。

次に、3番目の枠ですが、子育ては家庭が第一義的な役割を果たすことを前面に出してほしいといったご意見がありました、調整部会では、そうしたことを前提としつつ、子育てをめぐる環境が変化し、深刻化する中で、今、大切なことは地域でそれを支えあう仕組みづくりを進めることであるという考えから、修正は行わないということとしております。

他方、この枠の二つ目の黒丸の部分ですけれども、「取組みの基本的な方向」の(1)にある「地域で子育て・子育てを支えあう仕組みづくり」という表現につきまして、記載のとおりパブコメによらない修正として、表題とも整合した、よりわかりやすい表現に修正するということといたしました。具体的には、そこに書いてありますが、「子どもの育ちと子育てを地域で支えあう仕組みづくり」という表現に直しております。

次に、同じ6ページの下から二つ目の枠ですけれども、「取組みの基本的な方向」の(4)に関する記載のようなご意見が出されておりますが、こちらについては、議論の結果、特に修正はしないという整理にいたしております。

また、このページの最後の枠ですが、「ワーク・ライフ・バランス」については、先ほど出ました「ユニバーサルデザイン」と同様に、括弧書きで説明を加えるということといたしました。

最後、7ページをお願いいたします。

答申案の「基本構想を実現するために」という部分につきましては、資料にありますように、今後の区の具体的な取組みに関わる意見が多く出されております。それらについては、今後の区の取組みに関わる意見として、区に伝えるという扱いにしております。

別紙2につきましては、非常に駆け足でしたが、調整部会の検討結果について、以上のとおりになります。

この結果を踏まえた答申案の修正箇所についてまとめたものが別紙1になります。

別紙1の方をご覧くださいますと、パブコメに伴う修正をする箇所として、4カ所ございます。右側半分が、これはパブコメによらないその他の修正として、3カ所、修正を行うということで、計7カ所につきまして、基本構想答申案に修正を加えるということで、調整部会においては結論を得たということをご報告申し上げます。

詳細につきましては、先ほど別紙2の説明のところと内容が重複しておりますので、割愛させていただきますけれども、これらの修正箇所を盛り込んだものが資料2の基本構想答申案として取りまとめられております。調整部会といたしましては、この答申案をもちまして審議会の答申とさせていただければ幸いに存じておりますので、審議会としてのご確認をどうぞよろしくお願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

調整部会は、非常に活発なご意見、ご議論をいただきまして、私も本当に敬服をした次第でございます。結果として、このような形でまとめさせていただいたということでございます。

この調整部会の報告について、何かのご意見がございましたら、どうぞご発言ください。

委 員 議事の確認なのですが、今後、この1時間の中で行われる議事の議題を教えてください。

会 長 調整部会の審議の結果について、審議会として了承されれば、この内容で杉並区の基本構想の答申として区長に提出していく、そういう段取りで考えて

ございます。

委員 つまり、今、このパブリックコメント、それに対する調整部会の皆さんのまとめを踏まえてでき上がったこの答申案について、一括して、今、意見を言っ
てよろしいということでしょうか。

会長 どうぞ。

委員 率直に言いまして、私たちがこのパブリックコメントの資料を手にしたのが、13日金曜日の夜7時44分の日付になっておりましたけれども、メールで送られてきました。土日を過ぎて確認する、月火で今日ということになっていま
す。出てきた案は、125のパブリックコメント、358項目の意見がつきながら、
全7カ所。率直に言って、その7カ所についても、すごく軽微な文言の訂正で終わ
っている、あるいは加筆で終わっているのかなという気がしています。その
中で、今日1時間の議論、これで答申にするかどうかというのは、正直、これ
から10年間の杉並区基本構想をつくるという上で、余りにも区民の意見を反映
しづらい、審議会委員の意見を反映しづらいものとなっているなど指摘せざる
を得ない。

提案なんです、ぜひ、今日で 私としてはこれで終わるわけにはいかな
い、改めてしっかりとした議論をする時間を与えてもらいたい。あるいは、区
民の皆さんに、パブリックコメントはこれだけ出たけれども、出てきた答申は
こういうものだということを周知させていただく時間が欲しいなど、正直、率
直に思います。

そうした問題点を含め、答申案については、以下、私たちが会派として述べる
理由から賛成しかねるので、採決という形をとっていただきたいということ
を会長に要望します。

それでは、私たちの、このパブリックコメントを受けての基本構想答申案に
ついて意見を述べさせていただきます。A4で1枚ほどなんです、少々我慢し
てください。

本来、基本構想とは、目指す将来像と目標を定め、実現するための基本的理
念を示すものだと考えています。区は、区民福祉向上に対する責務を、区民に
対して明らかにしなければなりません。しかし、今回の答申案には、「絆」、
「支えあい」、さらには「区民との協働」といった表現が多用され、いわば区

民の努力が強調されている。行政の責任を回避するような構成となっていると指摘せざるを得ません。答申案には、全体として区民の実態を細かく把握していないという問題があります。審議委員からは、保育や介護、障害者の立場から実態を訴える発言もありましたが、そうした声は答申案にほとんど盛り込まれることがありませんでした。少子高齢化の進行を指摘する一方で、保育園待機児問題や特養ホーム1,800人待ちの実態など、どれだけの区民がどんな問題で苦しんでいるかに触れていません。税収や区内産業の実態から何がうかがえるのかといった深い分析等も全く記述のないところに根本的な問題があると考えています。

杉並区におけるまちづくりは、良好な住宅都市としての特徴を維持、発展させるためにも、乱開発を抑制し、地域ごとに子育て、介護のしやすいまちづくりというものが必要になってきます。そのためにも、地域ごとの福祉施設の拡充や、地域交流の核となってきた商店街の活性化など、構想に盛り込まれる必要があります。

しかし、審議会でも、まちづくりを重点的に議論した第1部会では、環境と財政を破壊するとして多くの批判を浴びている外郭環状道路計画において、杉並区側のインターチェンジを求める声が上がったり、住民の理解を得られずに長らく凍結状態の都市計画道路についても、区税を投入してでも整備すべきといった、およそ区民のコンセンサスを得ていない意見が飛び出してきました。「駅前を中心とするまちづくり」が提唱され、特に、「荻窪駅を杉並のへそにすべき」とする声上がり、「シンボリックな高層ビル」とか、「単に静かで純粹な住環境ではなく」などと、開発推進の意見が相次ぎました。こうした議論は答申案にも反映し、ほかの分野があいまいな表現にとどまったのに対し、開発型の施策だけは具体性を持って明記されています。外環道や荻窪駅前開発など、区長の思惑が色濃く反映され、区民合意のない施策が一定の具体性を持って盛り込まれた答申案を見過ごすことはできません。

また、環境問題として今後避けることのできない放射能対策についても、今回は盛り込まれることとなりましたが あ、これについては失礼しました。今回盛り込まれたことで、評価したいと思います。

福祉分野の内容の薄さについても指摘したいと思います。答申案には、区民

の実態を把握しようとする姿勢がないということを指摘しました。そのために、子育てや介護等の深刻な実態に、答申案ではこたえることができていません。高齢者に冷たい社会、子育てしづらい社会のあり方、自殺や孤独死が無数に発生する事態に何ら触れることなく、それらが区政最大の課題とされることもなく、「健康長寿」、「居場所とつながり」、「一人でも安心」という言葉が並ぶだけでは、構想としての説得力が余りにありません。区民生活を支えるための区の責務を、より明確にすることが重要です。特養ホーム増設を初めとする介護基盤の整備、保育、待機児解消のための認可保育園の大幅な拡充、障害者の入所施設やショートステイ、作業所の増設など、この分野でこそ具体的かつ抜本的な拡充策を打ち出すべきではないでしょうか。

教育の問題、文化の分野での薄さについても触れたいと思います。

答申案には、子供を取り巻く社会的困難や病理の数々、それがどこから来るのかという深い分析がありません。何よりも過度な競争が子供の心と体をむしばんでいると、国連子どもの権利委員会から幾度も勧告を受けている日本の異常な競争教育に、問題意識を持たねばなりません。低学年から6時間目まである、長時間過密な授業。過酷な受験競争。子供たちが学びから逃避していく中での授業に、教師も心身ともに疲労困憊していく教育現場で、まともな教育が進むはずがありません。こうした社会全体の分析もなく、確かな学力、豊かな心、健康な心身と目標を掲げても、逆に、新施策と称する余計な負担を現場に押しつける施策が展開されかねません。また、杉並区が強引に進めている区立幼稚園の幼稚園化、小中一貫教育は、それぞれ区民から批判を浴びている施策ですが、「幼保一体化」、「切れ目のない学びの支援」という文言に言い換えられて、答申案に出てまいります。やみくもな教育改革の失敗は明らかであり、どの子も安心して学べる環境の整備こそ、今、重要なんじゃないでしょうか。

良好な住宅都市を標榜するのであれば、芸術、スポーツ、知の集積地たる図書館の発展などに力を入れるべきですが、文化全般に対する関心が薄いのも答申案の特徴と、指摘せざるを得ません。

最後に財政論です。三つの部会とは別に設置された調整部会では、区と区民との協働、構想の実現性について議論されました。本来、第一に区の責務が明確にされねばならない構想において、冒頭、「協働の地域社会」という言葉を

使い、区政に対する区民の努力を促します。区の責務については、厳しい経済情勢と指摘し、効率的な財政運営、老朽化した区立施設の再編整備を明言しました。地域ごとの区立施設を複合化、再配置するとし、学校や福祉施設の統廃合をおこなっています。これでは、緊縮財政による福祉サービスの低下を、区民に「協働」という名で肩がわりをさせるかのような構成です。構想には、区立施設を地域ごとにいかに維持、発展させるかを前提に財政論を展開すべきであり、先に再編整備ありきは許されません。施設の統廃合など、区民サービス低下を押しつける前に、開発型無駄遣いの是正や、国庫補助制度の改善に言及すべきです。

以上、会派の見解をもとに、私は、本日、基本構想審議会においては、採決を求めて、反対を表明したいと思います。

会長 はい。どうもありがとうございました。ただいま、答申案についての反対のご意見でございました。

私は、本日まで、委員の皆様方、十分ご議論いただいたと思っておりますが、今ご反対のご意見もございましたので、杉並区基本構想審議会条例5条の第3項に、「審議会の議事は出席した委員の過半数で決する」との規定がございますので、この規定によって賛否を問うということをお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

委員 まず、委員長、その前に。改めて、私は、以上述べた点からも、もう一度、この状態を区民に問うて、区民の意見を集約する期間を与えていただきたい。各委員の皆さんからも、率直な、これに対する意見を聞く場を、今日1時間で終わらせることなく、与えていただければということをお諮りしたいと思っております。

会長 どうぞ、ご発言ください。

委員 前回10月の最後の25日の7回の審議会で、過去約1年の審議内容、それからその後行われるパブリックコメント、それらを踏まえて、この最終の答申案の取りまとめを会長にご一任させていただいたと思っております。

したがって、私としては、先日メールでいただきました、このパブリックコメントほかの資料を読ませていただきまして、この基本構想の修正について、よくまとめていただいた基本構想ですので、私としては賛成させていただ

きたいという意見であります。

先ほどの委員のおっしゃるように、この場に及んで、また議論をどうのこうのというのは少しおかしいんじゃないかなというのが私の考えです。

会長 ありがとうございます。

どうぞ。

委員 ただいまの委員からのご意見、一つの党議という政策、イデオロギーに基づいた一つの政党の理論として、十分なご意見だったかなと思います。

しかし、私どもは、もう、1年もかけて、この貴重な時間とエネルギーを、杉並区の今後5年、10年後、いかに基本構想はあるべきかということ、時間が十分だったとは言えませんが、とにかく1年という大変貴重な時間を、この大勢の人員で編成して、議論を交わしております。第1部会、第2部会、第3部会、それぞれ大きな部門に分けて、各委員さんが議論に議論を重ねて、ようやく、しかもすばらしい答申案にまとめられたなということで、私は非常によかったということをお負しております。

ここはあくまでも区の基本構想に対する審議会としてのご意見番と申しませうか、区の方針案に対するメッセージを、私は行政に申し送るわけでございます。ここは決して区議会の議場ではございません。でありますので、一つの党議だけを審議会の中で主張されても、またしかるべき区議会の中でも、しっかりとそうした議論は、議員さんの中で、議員というのは区民を代表している、みんなそれぞれのご意見番が出ているわけです。47名おります。議場の中でもしっかりと議論を交わしていただきたいなと、こう思うんです。そして、逆に、この基本構想の意見というものを大いに成長させてほしい。批判は批判、協力は協力です。

どうか、いつでも前向きにしておりますと、今のご意見を聞いておられますと、何もかも否定的な、後ろ向きなという感覚を受けます。全部門にわたって、ほとんどそうですよ。それではね、世の中が発達しないと思うんですよ。いつまでもこの議論を、また時間を費やせば。今日の1時間だけじゃないんです。私ども、もう、1年やっておるんですよ。それが、ようやく、本日、一つの果実としてまとまっておるわけでございます。私はこのすばらしい答申案を、ぜひ行政に申し上げて、よい杉並区ができるならば、これはいいメッセージを

発信できたなということをお大変自慢する一員でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、以上でご意見をいただいたということにしまして、先ほど申し上げましたように、基本構想の第5条第3項に基づいて、これから杉並区基本構想の答申案に賛成の方、この方の、まず挙手をお願いしたいと思います。

賛成の方、手を挙げてください。

(賛成者挙手)

企画課長 会長、賛成多数でございます。

会長 賛成多数ですね。

はい。ありがとうございました。

それでは、今の採決の結果、賛成多数ということでございますので、この答申案の内容で審議会として区長に答申するというにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

(拍手)

会長 それでは、事務局から答申文のご配付をお願いします。

(答申文配付)

政策経営部長 それでは、会長から区長に答申をお渡しいただくようお願い申し上げます。

ただいま区長がそちらの方に参りますので、よろしくようお願い申し上げます。

会長 それでは、答申を区長にお渡しすることにいたします。

平成22年12月14日、貴職から当審議会に諮問のありました杉並区基本構想について、鋭意審議を重ね、結論を得ましたので、別添のとおり、答申いたします。

平成24年1月17日、杉並区長 田中 良様。

杉並区基本構想審議会会長 伊藤 滋。

それでは、お渡しいたします。

(会長より区長に答申を渡す)

(拍手)

区長 どうもありがとうございました。

会 長 どうも、皆さん、ありがとうございました。

企画課長 それでは、会長、区長からごあいさつを申し上げたいと思います。

区 長 ただいまは、ご答申をいただきまして、誠にありがとうございました。私から一言ごあいさつを申し上げさせていただきたいと思います。

今、審議会会長から、基本構想審議会のご答申をいただきました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を、本当に熱心にご議論を重ねていただきまして、誠にありがとうございました。心から厚く御礼申し上げたいと思います。

私は、一昨年7月に、この杉並区長に就任をいたしました。そして、最も必要なことは何なのかということを考えました時に、この時代の変化を踏まえた、50万区民が共有する杉並区のあるべき姿を定めるということが必要だと考え、新たな基本構想の策定に着手することといたしまして、この審議会を設置し、皆様方にそのご検討、ご議論をお願いしてきたわけでございます。

以来、1年余の時間がたちましたが、とりわけ昨年3月の東日本大震災の中で、私は、自治体が住民に責任を持つということの意義というものを考えさせられましたし、その役割というものがいかに重要であるかということに改めて痛感をいたしました次第でございます。

本日1月17日という日は、くしくも17年前に阪神淡路大震災が発生した日でございます。大災害はいつ発生するかわかりませんが、必ず起きるという覚悟というものが今や必要なのではないかと思います。住民の安全を守るために、そのためには何を備えて何をきちんと残していくのかと、そのことが何よりも重要ではないかと、このように考えているわけであります。

その意味で、今回の答申は、首都直下地震等に備えた防災まちづくりをはじめ、少子化、高齢化という、この時代の進展、変化に対応した福祉施策、さらには将来に向けたまちづくりという点などに、これからの10年を見据えて、区が進むべき方向性を、そういった大きな視点からお示しをしていただいたと、こう受けとめさせていただきたいと思います。

今年は、杉並区が誕生してから80年という節目の年を迎えております。この80年の間には、杉並区は良好な住宅都市としていろいろな時代の変遷を経て今日に至りまして、80年前の人口14万6,000人が、今は54万人を擁する大きな自

治体として発展してまいりました。激しい時代のそういった変化の中で、この杉並区が質の高い住宅都市として今後も発展していくための道筋というものが、本日は皆様からいただいたものだというふうに思っております。この新たな基本構想の答申の「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」というこのスローガンに、皆さんの思いと願いというものが凝縮されているのではないかというふうに思っております。

私はこの答申を最大限に尊重いたしまして、区民の皆さんと共有する10年ビジョンとして、来る第1回区議会の定例会に議案としてご提出させていただき、そしてご議論をいただき、議決をいただいて、その実現に邁進をしてまいる所存でございます。

審議会委員の皆様におかれましては、新たな基本構想の、言ってみれば、生みの親として、引き続きその進捗状況の確認などにもお力をいただきましたら、大変うれしく存じます。今後とも区政に対してのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、改めて審議会会長をはじめ委員各位の皆様のこれまでのご労苦に対しまして、またご協力に対しまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。本当に、委員の皆様、ありがとうございました。

(拍手)

企画課長 会長から、ごあいさつをいただきたいと存じます。

会 長 どうも、皆様、1年余、本当にありがとうございました。審議会だけではなくて、いろんな小さい寄り合いもありましたし、それから、改めてここにおそろいの学識経験者が中心になった調整部会のご活躍もございました。心から御礼申し上げます。

人生長いもので、こういうような基本構想をつくる機会も私は何回か持っておりますが、今回私の気持ちは特別でございまして、杉並区民になりまして、約60年でございます。初めて杉並区民の皆様方とお目にかかったという感じです。ああ、こういう方が杉並区民かと思いました。

率直に申しますと、皆様の発言はものすごく積極的で、本当に均等に分け隔てなくご発言いただいて、通常は学識経験者の委員がしゃべりまくるんですけど、そういうことではなく、ほとんど沈黙が多いぐらいでした。委員の皆様方

もありがとうございました。いろんなご意見をいただき御礼申し上げます。その議論を聞きながら、私は、杉並区民というのは、それなりに緊張をしなければ区民になれない。というのは、東京23区の良心のかたまりがここにあるんじゃないかと思いました。それであるがゆえに、良心を目の前にした人間は緊張せざるを得ない。私は緊張の連続でございました。本当にいろんな形からのご発言をいただいたと思います。

それから、もう一つ重要なことは、皆様方が少数意見を非常に大事にされたという印象を受けました。これは、これからの社会で大変大事なことではないかと思っておりますが、多数決よりも、やはり少数の持っている本当の気持ちを推しはかるということがものすごく大事だなと。同時に、杉並区民の皆様は、日本人らしさの思いやりがあったと思いました。いろんな意見を思いはかりながら、自分の立場のお話をいただいたという点ではつながりがあったと思います。絆というか、つながりがあった。これは非常に杉並区民にとっていいことであり、私もあんまりもう長く生きないと思いますが、こういういい杉並区民と1年有余おつき合いできたということ、大変喜んでおります。改めて、本当にありがとうございました。

私の余生は短いのですが、杉並区民としてこの基本構想をたたき込まれましたので、これをきちっと区役所もやっていただけるか、あるいは我々もそれに対して一種の責任を背負っていかなければいけないか、それを心にかみしめながら、しばらくの人生を過ごしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

(拍手)

会 長 これで終わりですね。

政策経営部長 はい。以上でこの審議会は終わりでございますが、最後に、基本構想の最後でございますように、区民と共に実現する基本構想ということで、その進捗状況などの取組みを確実にやりながら進めてまいりたいと思っております。非常に至らない事務局ではございましたが、本当にこの1年間ありがとうございました。心から御礼申し上げる次第でございます。

(拍手)

会 長 それでは、審議会はこれで解散でよろしゅうございますね。

これもちまして、基本構想審議会を終わります。委員の皆様、1年余にわたり、どうもありがとうございました。